

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、高松市川島土地改良区、高松市川添土地改良区、高松市十河土地改良区及び高松市前田土地改良区が合併し、高松東南部土地改良区を設立することについて、令和4年1月31日認可した。

なお、合併前の高松市川島土地改良区、高松市川添土地改良区、高松市十河土地改良区及び高松市前田土地改良区は、合併により解散する。

令和4年2月1日

香川県知事 浜 田 恵 造